

議案第58号

関市職員の給与に関する条例の一部改正について

関市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年6月3日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市職員の給与等を改定するため、この条例を定めようとする。

関市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

関市職員の給与に関する条例（昭和33年関市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「前項」を「第1項」に、「同項中「4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」を「前項本文の規定にかかわらず、第1項に規定する期間における勤務成績が極めて良好又は特に良好である職員に限り昇給させるものとし、昇給の号給数は、その者の勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。